

総務省 再検討要請

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解				全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点（重点事項）		
		見解		補足資料					
		見解	補足資料	見解	補足資料				
2	税の賦課徴收の事務に従事している者については、調査票が徹底の資料として利用されるのではないかとの懸念を抱いていらっしゃるようだため、国勢調査の調査員の選任にあたっては、税の賦課徴收の事務に従事する者を除くものとすべきである。即ち、税務署長等の職員、税務課長等の職員、税務課長等の監査官、税務課長等の監査官の准務（准務）、納稅忠勤の普及、電気電話などの税の賦課徴收に直接関係する業務を担当しない他の者については選考するべきだと言ふのである。	統計調査実業上住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくある。税の賦課徴收の事務に従事している者については、調査に支障が出たということは聞いたことがない。税務課長等についての条件緩和を要する立場ではあるが、候補者が増えると言う意味で実現的ではない。税務課長等について選考することは差し支えないとしている。	-	【三島市】 市町村事務委嘱の審査委員において、税務課長等から税の賦課徴收に直接関係する業務を担当する者については、調査に支障が出たことなどはない。税の賦課徴收に直接関係する税務課長等の准務（准務）、候補者が増えると言う意味で実現的であり、税務課長等についての条件緩和を要する立場ではあるが、候補者が増えると言う意味で実現的ではない。税務課長等について選考することは差し支えないとしている。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			
	一方で、国勢調査の実施によっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の選考には多くの手間がかかるなど、この問題を踏まえて、税の賦課徴收の事務に従事する者については選考する必要がある。そのため、選考に当たっては、要件の緩和を含め、幅広い地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方針性を検討して顶いたい。								
8	【内閣府・経済省】 手帳の発行において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害被保険制度のマイナーバーによる被保険の必要性や当該事務の効率化などについて検討する必要があり、その上で必要があれば、情報連携に向けた所定の対応を検討する。 【厚生労働省】 労働者災害被保険制度の検討時には申請者がマイナーバーの提供を求めていないところである。本議論を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。また、一時的に受け取る保険料金（休業被保険料金等）についてもマイナーバーの提供を認めることにより、休業被保険料金、雇用被保険料金等の支給に係る事務負担もなく、国民の利便性向上の効果は大きい。	マイナーバー制度の目的は、行政手段における特定の個人を識別するための番号の利用等によるものである。しかし、行政の効率化、国庫の利便性の向上、公平・公正な社会の実現などであり、その上で必要であれば、情報連携に向けた所定の対応を検討する。 【厚生労働省】 労働者災害被保険制度の検討時には申請者がマイナーバーの提供を求めていないところである。本議論を実施するに当たっては、以下の課題があるため、実施の可否も含め、慎重に検討する必要がある。また、一時的に受け取る保険料金（休業被保険料金等）についてもマイナーバーの提供を認めることにより、休業被保険料金、雇用被保険料金等の支給に係る事務負担もなく、国民の利便性向上の効果は大きい。	-	【千葉市】 マイナーバーのメリットは、①行政手続を効率化し、人や財源を行政サービスの向上のために割り切れるほど、②税所得をこれまでよりも簡単に把握することができる、そのため簡易化されることが可能である。また、社会保険料の納入額と社会保険料の支給額と合わせて、社会保険料の支給額を算出するなど、あるとされている。 本市の提案が実現されることにより、休業被保険料金はより多くの労働者に受け取れるとともに、ため簡易化されることが可能である。また、社会保険料の支給額を算出するなど、あるとされている。 【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	【生活保護の実施等の事務手続きにおけるマイナーバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府（審査委員会）と生活保護課との連絡体制の強化のために、生活保護申請時に、労働者災害被保険制度に関する情報がマイナーバーによる情報連携を実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報書き込みの地域を設けることなども検討を進めるべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。				
	また、申請様式の改正に伴うシステム改修費用（システムの構築や帳票の改正費用等）のコストを考慮するに当たっては、現行の年間84件（平成29年度）と少なく、十分な費用対効果が見込まれない懸念があること。	本市の提案における休業被保険料金、介護被保険料金、全ての災害被保険料金に適用したのであるが、これら給付に係る労働基準監督署への照会件数は、本市だけでも年間2件（平成29年度）となる。労働基準監督署への照会件数は全国で約2,500件程度あると推計される。これに対して、1次回答にある84件は年名が受け付けた短期料金に関する照会に属するものと承知している。 また、現在、労働基準監督署等への照会は時間を見てするため、生活協約の開設りやりなどで問い合わせをしておられた場合に遅くなってしまうことから、不正受給を見逃さず可能である（なっている） こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を含む適正な生活保護の決定・実施や収支金の微収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向けて検討して顶いたいたい。				【生活保護の実施等の事務手続きにおけるマイナーバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府（審査委員会）と生活保護課との連絡体制の強化のために、生活保護申請時に、労働者災害被保険制度に関する情報がマイナーバーによる情報連携を実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報書き込みの地域を設けることなども検討を進めるべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。			

總務省 再検討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
11	投票管理者及びその職務代理者については、公職選舉法第37条第2項において、「当該選舉の選舉権を有する者のなかで、選舉官の公職選舉委員会に登録されたものと認められるものである」という趣旨から「当該選舉の選舉権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。	投票管理者及び同職務代理者の選任要件を、「当該選舉の選舉権を有する者」ではなく、「選舉権を有する者のなかで、選舉官の公職選舉委員会に登録されたものと認められるものである」という趣旨から「当該選舉の選舉権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。	-	【八王子市】 投票管理者等の職務であら選舉の実現に向けて、当該選舉の選舉権を有する者を管理執行する上は、当該選舉の選舉権を有する者のなかで、選舉官の公職選舉委員会に登録されたものと認められるものである。各市町村の選舉管理委員会の構成及び責任において留意すべきものである。 ついでには、次の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急にお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
12	公職選舉法第38条第1項では、選舉当日の投票率を高めることによる投票率に対する選舉人名簿に登録するものと定められており、このことに対して、総務省は以下の趣旨で投票率に対する選舉人登録制度を推奨している。 当該区域内の選舉人は、自己の区域内における事情に連絡し、投票が自由かつ公正に行われるこことを監視する最も適当な立場にある者であるとの考え方がある。 投票率を高めることは、基本的にこの考え方によるべきものと考えるが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。	選舉当日の投票率を高める人の選任要件を「各投票所における選舉人名簿に登録された者」ではなく、「当該選舉の選舉権を有する者のなかで、選舉官の公職選舉委員会に登録されたものと認められるものである」という趣旨から「当該選舉の選舉権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においては、高齢化や投票率の変化などにより投票登記入を選任する方が困難な選択があるなどと指摘された上で提案したものである。 ついでには、次の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急にお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	

総務省 再検討要請

総務省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野								団体名	支障事例
20 日 地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理を後輩2-4-1条(1) 分野で執行するに際しては、申請者本人が窓口に来ることはできない。そのため、申請者は本人の窓口で申請の手渡しをするのが困難である。又、親の代わりに窓口での申請を希望する場合は、親の代わりに窓口で申請する手渡しをするのが困難である。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等的理由がある場合に、請求者本人が窓口に来ることができる。又、窓口において制度改正による手渡しで申請をする際に、請求者本人が窓口で手渡す手紙等で送付している。	法廷代理人が直接受け取ることで請求者が受け取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる。代理人が行なう手続きに則っても直接交付することで手続きの利便性が上がる。	番号法第15条及び同様に個人番号記載の住民票の交付に関する場合は、窓口にて申請するものとする。	農業会員会、総務省	笠田市	-	宮城県、山形 白河市、ひたちなか市 福島県、福島市、 柏市、猪ケ瀬 市、丘陵市、 郡山市、大平町、三 会市、福井市 多賀城市、高岡市、 市、守山市、大村 市、牧谷町、大 仮守町、八百 石町、中野町、伊 市、庄原市、應 市、佐伯市、堀川 市、唐津市、佐世 井町、佐賀市、 芦屋町、武雄市、 市、芦屋町、大 村市、宮崎市	日本においても、成年後見人が成年後見人の個人番号の記載のある住民票の写しの交付に対する場合は、原則として提出する。

總務省 再検討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
24	投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条第1項において、選挙期日の公示又はその日以前でできるだけ速やかに選舉人に投票所入場券を交付するよう努めなければならぬと規定されています。	当市では、投票所入場券を交付するに当たっては、印刷や封入作業等を要することから、郵送する数日前から選挙事務所にて準備している。告示(公示)日より前日には、いわんこ紙で投票所に隣接する施設等にて投票所入場券を交付する方針である。投票所入場券は、投票所登録簿(登録簿)に記載された選挙人名簿に基づき、投票所入場券の交付開始時期を遅り上げた場合には、選挙時登録後の選挙人名簿に基づかず投票所入場券の交付を開始するおそれが生じることから、当該選挙人名簿に登録される選挙人に对する交付漏れや当該選挙人名簿に登録されなかつた者に対する交付漏れなどが生じるおそれがあるが、こういった点への対応を、御提案の内容に関するご参考を検討してきたい。	-	-	-	[全国市長会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、期日前投票制度の周知への周知等を図ること。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

総務省 再検討要請

総務省 再検討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
56	会計年度独立の原則に基づき、歳入及び歳出の会計年度所属区分を明確にする必要があり、工事請負契約の履行実績が「会計年度第4号」により、相手方の行為の完了があつた後に出すものから、入金行為の完了があつた日の翌日以後に度々とてあがり、「当該行為の履行があつた日」とは履行確認(検査)の日をいうものとのされている。 新年度において履行確認を行わなければならない場合には、地方自治法上、継続制度の活用が認められており、提案の事業についてこれにより利用可能なものである。 なお、固においても同様の適用がなされると認識している。	地方自治法第213条に規定される経過明許責により対応する場合、予算案として議会へ提出する義務がある。地元の行政機関は、このようにして、契約的の「見送らざる中」で、新たに事業者の負担増に応じて、工事費の支拂いを止めることへの措置につき、既存の規制を緩和しました。本提案は、平成27年12月に経済省の「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」に記載されている業務改善の内容を認めたものである。提案の事業についてこれにより利用可能なものである。 なお、同様の支障を抱える地方公共団体が多いことから、本提案が全国研究会の報告書に対する正式な検討結果であるのであれば、検討過程等を含めてその旨を広く周知いただきたい。	-	【名古屋市】 同報告書によると、「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」(平成27年12月地方公共団体の財務制度の見直しに関する研究会)の指摘のとおり、より実感に即した制度に見直す必要があり、指標を求めるものである。 【立川市】 市では、既存の規制が年次内に完了しているにもかかわらず、実質的に検査確認を年度内に完了できないという理由によって、経過手続を行なうことには既存的でないと考えられる。 実態に即した検査日が検査報告に記載されるためにも、「履行があつた日」の解釈を見直すべきである。	有	【全国真会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、各府省からの回答が「履行可能により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分検討を行なべきである。	
57	健全化判断比率及び資金不足比率(以下、「健全化判断比率等」という。)については、地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(以下、「報告書」という。)によると、ICUの利用によって処理できる業務はできる限りICUを利用することが望ましいと考えている。 既に存在する決算統計における集計システム及び交付税の算定システムから、重複している必要な数値を自動的に、同比率の算定様式に抽出できるようにするなど、既存のシステムの改修も含めて、積極的に対応されたい。	経済省において作成している全国統一的な様式に基づき算定している財政健全化判断比率の報告書の見直しと、ICUの利用による効率化を図るために、ICUの利用によって処理できる業務はできる限りICUを利用することが望ましいと考えている。 既に存在する決算統計における集計システム及び交付税の算定システムから、重複している必要な数値を自動的に、同比率の算定様式に抽出できるようにするなど、既存のシステムの改修も含めて、積極的に対応されたい。	-	【静岡県】 現行の報告書のとど、地方公会計の活用による地方財政の見える化が進んでいるところであり、ICUの利用によって処理できる業務はできる限りICUを利用することが望ましいと考えている。 全国統一的な取組を進めることにより、これら算定指標による財源開拓の精度向上が可能となることが期待される。 健全化判断比率等、前年度の決算統計に基づいて算定される指標であり、既存の決算統計システムに、その算定機能を付加することによって、算定ミスや転記ミス、算定チェック作業の大削減が可能となると考えられる。 既存のシステムを活用してシステム構築すべきとのことだが、一括して決算統計システムを改修する方が費用対効果は格段に優れることは明白。 既に、各府省がシステムを構築した場合、システム間の算定スキームによる補正計算も考慮すべきがあり、とても現実的・効果的解決策とは言えない。 【鳥取県】 県と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する県の責任が問われないことはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。	-	【全国知事会】 国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する県の責任が問われないことはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。 【全国市長会】 市長会は、既存の規制が年次内に完了しているにもかかわらず、実質的に検査確認を年度内に完了できないという理由によって、経過手続を行なうことには既存的でないと考えられる。 実態に即した検査日が検査報告に記載されるためにも、「履行があつた日」の解釈を見直すべきである。 【全国町村会】 町村会の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。(省庁ヒアリングにおいて各府省から前向きな回答あり)	○ 財政健全化比率の算定・報告業務については、全国の自治体が毎年大きな時間と労力をかけて報告書を作成する分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する県の責任が問われないことはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。 ○ 財政健全化比率の算定・報告業務は、そのため、普通交付税や決算統計の報告書で経済省のシステムにより報告した。財政健全化比率の算定に必要な数値を健全化判断比率の算定に反映させるため、決算統計システムの改修について、関係府省のヒアリングで各府省から回答があった。 また、財政健全化比率の報告は、もともと国が地方に対し一報を義務づけている業務であるため、地方公共団体が負担の一部で整備することは、国の責務ではない。 また、各府省が各自の役割に専念して報告書を作成されることは、それを適切に評価できるよう検討していただきたい。また、効率的で効果的な一報を実現するためには、自治体に十分に意見交換していただきたい。

総務省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>						
	区分	分野									団体名	支障事例					
68	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正	市町村の地域内に災害が発生した被災住民の生活をいかんなくして、又は被災地の避難場所や避難することができる施設を確保することができる場合に、災害対策基本法第86条の8第3項に規定するところに依る場合に、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に間もなく、最も安全と思われる避難行動をとることができらる体制を構築すべきと考へて避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で規定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」についても、同様の規制を設けられ、行政区域に間もなく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきである。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、市町村区域内の避難所で、住民の安全が十分に確保できない場合より柔軟な避難対策が可能となる。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	多ヶ崎市 (提案募集) 広域一時滞在 pdf	ひたちなか市、青木市、佐倉市、吉田市、富士市、南埼玉郡、田原本町	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民の対応避難所を設けなければならない」としている。避難場所及び避難所に設けられる避難所は、被災地の災害の危険から緊急に避難するためのものとされ、同法第49条の4では、行政区域に間もなく、最も安全と思われる避難行動をとることができらる体制を構築すべきと考へて避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で規定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」についても、同様の規制を設けられ、行政区域に間もなく、最も安全と思われる避難行動をとができる体制を構築すべきである。	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「避難所」だけではなく、「避難場所」を規定することで、柔軟な避難計画の協調性を可能とし、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できるため、同法6条の3第3項で規定されている現行法を改正し、避難場所についても、原則として「避難所」よりも「避難場所」を規定する方針とする。	○災害対策基本法第86条の8第3項では、多くの避難者が想定される場合の危険から、収容するための「避難場所」では、複数の避難所が想定される。指定避難所・避難場所・指定等による避難所受入人も行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい。	○災害対策基本法第86条の8第3項では、被災地の災害の危険から緊急に避難するための避難場所の開設緩滑りを受け入れることも、「避難場所」に規定する「広域的な協力体制を整備していく必要がある。	○参考 東日本大震災においては避難所の受け入れをして、「避難所」だけではなく、「避難場所」を規定することで、柔軟な避難計画の協調性を可能とし、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できるため、同法6条の3第3項で規定されている現行法を改正し、避難場所についても、原則として「避難所」よりも「避難場所」を規定する方針とする。	○現行の災害対策基本法第86条の8第3項の条文では、同法第49条の4で規定される災害の危険から、収容するための「避難場所」では、複数の避難所が想定される。指定避難所・避難場所・指定等による避難所受入人も行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい。	○平成29年3月に相模原市、平成30年6月に五井町(横浜市都筑区)の避難所が発表され、市民の方々へご案内。横浜市では、隣接する市町村への避難を考慮した周知対策を導入する必要がある。	○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合は、広域避難の必要な場合は、これまで大規模な避難場所を活用する旨が(洪水・高潮対応からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方)(平成30年3月)中央防災会議「防災対策実行会議」で示されたが、災害対策基本法「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合に、現行法の規制の必要性を感じている。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料	
68	災害対策基本法第86条のBの規定は、市町村長が災害発生後に区域内の被災住民の原住を確保できる場合において被災住民を避難させるものがある場合における地方公共団体の責務について規定したものであるが、これは被災住民の原住元である避難所の確保が目的であるところ。 （二）一方、避難用は、災害発生時に同一の避難場所を利用する場合との間で、災害用（モジュールの設置上）避難場所が指定される場合がある。つまり、緊急時を考慮するため、二ヶ所を法定の避難対象とすることは、時間的コスト等の増大となりかねず。実務上の支障となるのがそれがあることから改正是不要と考える。	<p>○灾害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の調整に時間を要したことと指摘され、震災避難を円滑に行うために新設されたものであり、本草案はこの趨勢を緊急的な避難の実現に向けて規定したものであるが、これは被災住民の原住元である避難所の確保が目的であるところ。</p> <p>○避難所は災害が発生又はそのおそれがあるときに当面の間、被災者の生活の場となる施設である。一方で、被災者が避難する場合は、避難所が在宅する必要がある場合には、地域の実情や被災者の人権尊重を尊重する立場から、避難所を設ける場合がある。本草案はこの報告にある広域避難の実効性を認めるものと考える。</p> <p>○照れく、平成27年の関東・東北豪雨において、是る川の決堤により、市内の避難を後手にする形で、JR常磐線の高架橋下に避難所を設けたが、城内の避難場所の避難について、は、JR常磐線の橋脚下に避難場所を設けたが、城内の避難場所の避難について、は、JR常磐線の橋脚下に避難場所を設けたが、城内の避難場所の避難について、は、JR常磐線の橋脚下に避難場所を設けたが、城内の避難場所の避難について、は、JR常磐線の橋脚下に避難場所を設けたが、城内の避難場所の避難ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が変化されることで、円滑な緊急避難が実現するとしている。</p> <p>○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。</p>	<p>【厚木市】</p> <p>近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前にを行ううえでは、避難所同様その根拠となるべき法的整備が必要である。</p> <p>ほかに、別途、各府省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			

総務省 再検討要請

管轄 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び該当団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
89	B 地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送の届出審査の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出審査の在り方及び手続の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出審査の在り方及び手續の電子化による届出が可能になります。また提出することができる書類の簡略化により、申請の手續負担が軽減されることが期待されます。	提出の実現による住民の利便性の向上や行政の効率化等、外部分以外も電気の方法による提出が可能になります。事業者も可どなり、事業者の権限を有する他の組織が提出ができる場合も認められます。また提出の際には、他の項目と合わせて提出用紙や添付資料を認めたうえでの提出となります。このため、提出用紙の記入手順や提出用紙の見方についても、提出用紙の欄に記載されています。 具体的には、届出者の表記部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書類で提出された書類を連携させて審査する必要があります。整理及び保管者が須手元で記録等を行なう場合は、手書きによる提出用紙も可とされています。ただし、提出用紙の記入欄では提出用紙の記入欄とあわせるうえで提出が必要となります。ただし提出用紙は提出手続においては、手書きによる提出用紙も可とされています。	放送法施行規則第二百一十九条第三項第一号(届出の方法)	総務省	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	デジタル・ガバメント実行計画マイクロウェブ開発委員会、鳥取県、福岡県、大分県、山口県、沖縄県	○事業者に申請手続きの際の来庁・郵送の負担を強いています。また、本県においては提出者登録と提出用紙数が多くなっていますが、年々登録箇所に向かう申請者数が増加傾向にあります。(H28.2月現在)	○事業者登録と提出用紙数が多くの状況ですが、年々登録箇所に向かう申請者数が増加傾向にあります。(H28.2月現在)
92	B 地方に対する規制緩和	その他	下水道事業の所管部門の統合による公的競争の確保と柔軟な規制緩和の実現	流域下水道事業の主体となる地盤開発課は地方公営企業法第2条第1項第1号の規定により、流域下水道に係る行政行為の実現を目的として下水道事業者として運営を行なっている。流域下水道は流域内に係る行政行為の実現を目的として下水道に係る行政全般をして一元的に実施するため、流域下水道の指揮監督などを流域下水道に係る行政事務局が行なっている。	【現行制度】 流域下水道事業は地方公営企業法第2条第1項第1号の規定により、流域下水道に係る行政行為の実現を目的として流域下水道に係る行政の指揮監督などを下水道に係る行政行為の実現を目的として流域下水道の指揮監督などを流域下水道に係る行政事務局が行なっている。 流域下水道事業は流域内に係る行政行為の実現を目的として流域下水道に係る行政事務局が行なっている。	下水道局が知事の事業を補助執行することによって、県の事業の効率化が図られるとともに、より規範的に実施して公的下水道の指導・監督が可能となる。また、流域下水道は流域内に係る行政行為の実現を目的として流域下水道に係る行政事務局が行なっている。	地方公営企業法施行規則第47条第1項第1号(公的競争の確保)	総務省	埼玉県	-	-	-
98	B 地方に対する規制緩和	その他	公共交通における支払いの明確化	地方自治体の旅費の入理料等の算定基準の明確化	【制度改正の必要性】 支払額の算定基準の変更による支払いが不要となり迅速な支払が実現されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。	小額支払いについて小額の取扱いが不要になり、利用者の利便性の向上を図ること。 日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとって電子マネーは利便性が高く、利便性の高い利便性がある点で大きな利点である。	地方自治法第231条 地方自治法施行令第157条の2	埼玉県、川崎市、横浜市、茅ヶ崎市、相模原市、横浜市、島田市、藤沢市、厚木市、伊勢原市、戸塚区、新潟市、郡山市、磐梯町、東京都	福島県、群馬県、栃木県、宇都宮市、柏市、猪崎町、白河市、高崎市、足利市、日光市、那須塩原市、宇都宮市、大平町、伊勢崎市、小林市、那須塩原市、日光市、那須塩原市、東京都、神奈川県、横浜市、鎌倉市、厚木市	○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとって電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としているように1億人以上の外国人旅行者がスムーズに快適に観光できる環境整備に資するものである。	○日本に慣れない外国人旅行者にとって電子マネーは利便性が高く、利便性の高い利便性がある点で大きな利点である。 ○今後、支払い方法のニーズが多様化することを踏まえ、法制度上の取扱いを明確化すべきだと考える。	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料		
89	各府省からの第1次回答						
90	小規模施設特定有線一般放送にかかる手続は、個人、法人又は団体の権利義務に直接関わるものであり、現行実行計画「地方公团法による電磁的手段により生成、及び扱うことができる音声情報を送信するための装置の取扱い規則」(平成30年6月1日施行)第30条第1項第3号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、認文のみ押印又は署名の書類の提出を要求することとしている。 一方で、現行実行計画の手続の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月1日閣議決定)等の改正措置的な取組の中で、小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続について、電子化に向けて検討を進めしており、その検討を踏まえて規定する予定。	デジタル・ガバメント実行計画8ページ(画面や対面の原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ柔軟な取組(GBの後継者を行)、監視に、ISVなどにどのようにして規制を緩和するかの仕組み及びその方法の検討等)の第3章「規制緩和による新たな規制の見直し」の30号-34号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、認文のみ押印又は署名の書類の提出を要求することとしている。	-	【角田氏】 小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続の電子化について、認務者回答にある検討を速やかに進め、早期に提案の主旨を踏まえ実現できるよう希望する。	-	-	
92	各府省からの第1次回答						
96	各府省からの第1次回答						

総務省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
109	B 地方に対する規制緩和	その他	私への徴収・收取	地方自治法243条及び同法施行規則第68条の規定による、農業用機械等の買取手続に係る借入戻出現金等事務に係る借入戻出	旅券に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のバスポートセンターの他、事業者理賃制度により、市町村へ確実に達した上で執行してある。また、窓口業務の民間委託が促進される。	事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。	・地方自治法243条 ・地方自治法施行規則第68条 ・旅券法第20条	総務省、外務省 市、府、県 農林 漁業 鳥島 鹿西広 域連合	大阪府、堺 市、和歌 山市、奈良 市、奈良 県、和歌 山市	—	○当市は申請や交付等の窓口業務を委託しているが、徴収・收取事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。	
144	B 地方に対する規制緩和	その他	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は收取する事務を受託する場合、地方自治法施行令第158条第1項に規定する「公営住宅の賃貸借料の徴収」に該当するものと認められる場合は、公営住宅の賃貸借料を対象とするよう改正。	損害賠償金についても私人に徴収できるようになれば、損害賠償金の回収についても専門家のノウハウが活用できること、滞納家と損害賠償金を一括りに委託することで徴収回収を効率化することができる。	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条第1項	総務省	奈良県	いわき市、埼玉 県、大阪市、愛 媛県	○本県では、県民住宅の賃貸に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方で損害賠償金については、委託できない現状、県が直接、収納事務を行っている。 また、損害賠償金の回収においては、県が専門家としているため、専門的な滞納家と損害賠償金が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどは、賃貸も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一括的な滞納回収を図ることが効率的である。 ①使用料の収納事務について、公営住宅法第16条に基づいて定めた賃貸及び駐車場使用料等と、②使用料受取(交付)請求の翌日から明け渡すまでの期間における滞納金(賃貸保証料)期間における使用料(公営住宅法第16条に基づいて定めた賃貸及び駐車場使用料等)と、③使用料受取(交付)請求の翌日から明け渡すまでの期間における滞納金(駐車場使用料等)。	○本県では、県民住宅の賃貸に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方で損害賠償金については、委託できない現状、県が直接、収納事務を行っている。 また、損害賠償金の回収においては、県が専門家としているため、専門的な滞納家と損害賠償金が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどは、賃貸も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一括的な滞納回収を図ることが効率的である。 ①使用料の収納事務について、公営住宅法第16条による収納事務委託をしているが、②の損害賠償金の収納事務については法律等に定めがなく委託ができない。そのため、使用料の収納は私人に委託し、損害賠償金の収納は本市が直接行っており、同一の滞納者に対する複数の回収が行われている。また、損害賠償金は私人へのみ徴収する事務も並行するものとなっている。また、弁護士法人や私人への委託により使用料の徴収率も並行するものとなっている。また、弁護士法人や私人への委託が不可能な場合は、損害賠償金の回収は向かっており、損害賠償金についても委託が可能となれば一貫した滞納管理業務の実現により効率化が図られるとともに、徴収率の向上が期待できることが、関係法令の改正を求める。	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料			
109	【応募者】 本件提案に関しては、条例による事務執行の範囲により市町村が行う収納業務の事務である手数料について、その手数料を支払うべきものと考へており、所が旅券手数料の徴収権限をもつた者から、旅券手数料を徴収するに際して、市町村が持つ旅券手数料を移譲し、各市町村からの委託を受けて所が旅券手数料を作成することは適当とは言えない。このため、市町村が持つ旅券手数料を移譲するに際しては、当該市町村が私人に委託することには問題はないが、他の市町村が持つ旅券手数料を移譲するに際しては、当該市町村が手数料として貸し出しることも含め、関係法規の改正など必要とする旨を記載しておきたい。 【参考】 本件提案に関しては、条例による事務執行の範囲により市町村が行う収納業務の事務である手数料について、その手数料を支払うべきものと考へており、所が旅券手数料の徴収権限をもつた者から、旅券手数料を徴収するに際して、市町村が持つ旅券手数料を移譲するに際しては、当該市町村が私人に委託することには問題はないが、他の市町村が持つ旅券手数料を移譲するに際しては、当該市町村が手数料として貸し出しることも含め、関係法規の改正など必要とする旨を記載しておきたい。	○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することができる」ととの御回答について、旅券手数料の徴収権限をもつた者から、旅券手数料を徴収するに際して、市町村が持つ旅券手数料を移譲し、各市町村からの委託を受けて所が旅券手数料を作成することは適当とは言えない。	-	-	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 旅券の事務として旅券の作成機が委譲されているのは都道府県であり、兵庫交付によるほんどの市町村が持つ旅券手数料を移譲することは適切といえず、市町村が持つ旅券手数料を移譲した事務を行なうことなり、不適ではないか。	○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することができる」ととの御回答について、旅券の事務として旅券の作成機が委譲されているのは都道府県であり、兵庫交付によるほんどの市町村が持つ旅券手数料を移譲することは適切といえず、市町村が持つ旅券手数料を移譲した事務を行なうことなり、不適ではないか。
144	地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する収入は、その収入額が条例又は契約に基づく特別的取扱いを受けるものでない限り、公債金として、公債金に該当しないものとして、公債金に該当しないものとされるべきものと考へており、市町村が手数料として貸し出しするに際しては、市町村が持つ旅券手数料の徴収権限をもつた者から、旅券手数料を徴収するに際しては、当該市町村が手数料として貸し出しえば可なりと考へておる。	入居者は公館住宅法第32条第1項各号に該当する場合、県は入居者に対して公館住宅の明瞭化請求権を有する者に対する損害賠償請求権を有する者に代わって、損害賠償請求権を行使する。このため、公債金に該当しないものとされるべきものと考へており、市町村が手数料として貸し出しするに際しては、市町村が持つ旅券手数料の徴収権限をもつた者から、旅券手数料を徴収するに際しては、当該市町村が手数料として貸し出しえば可なりと考へておる。	-	【大阪市】 収入額等の債務不履行に基づく契約または高額所得者に対する特例契約により発生している特例契約を履行しない場合における損害賠償請求権をもつた者等に規定されたもの、「(民法第420条の損害賠償の特例)」と記載する。特例契約として条例等で定める損害賠償金といふ。については、その収入額等が多例等に基づき特例的に算出されるる各契約に明かであり、その微収を私人に委託することにより、公正な公債金としての取扱いが可能となるよう、旅券法開設会に於ては、旅券法開設会において必要な措置を行なうべきではないか。	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することができる」ととの御回答について、旅券の事務として旅券の作成機が委譲されているのは都道府県であり、兵庫交付によるほんどの市町村が持つ旅券手数料を移譲することは適切といえず、市町村が持つ旅券手数料を移譲した事務を行なうことなり、不適ではないか。

(※、奈良県の状況)
-不法占拠に対する損害賠償金の滞納額： 107,640,784円
-退去者の住戸毀損に対する損害賠償金の滞納額： 3,955,134円(上記の約3.3%)

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解				各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの意見	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料			
156	【内閣府】 まずは各府省からお尋ねする部分を段階的に検討いただくものと考えている。 【内閣府】 内閣府は、各府省からの提案に基づき、検討を進めてまいります。 県令世帯であった死亡者の法廷代理人であつた者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であつても、個人番号が記載された住民票の原本の返しを交付することはできません。 また、個人番号を相続人へ確認したときに住民票の写しの請求が行われるため、マイナンバーの記入がなくても保険金が請求できることを明確化していただきたいようお願いいたします。 ○提出して、市町村及び住民に対する当該要請に係る制限内容やマイナンバー入り住民票の交付における留意事項の周知について御検討くださいようお願いいたします。 そもそも、個人番号開設事業者において、例えば、税務署に提出する支払請求書等に経済引の相手方の個人番号が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があるものであり、個人番号を記載する場合は、個人番号を記載する旨の申出を求めること及び死亡者の個人番号の提出が必ず無いことと共に周知徹底すべきである。 また、死亡者の個人番号入り住民票の請求にあたっては、同一世帯ではない直系血族からの請求について明確に規定されることを要だと考える。	-	【大阪府】 保険会社間連絡団体に限らず死亡者の個人番号が必要な提出の提出に対して、死亡者の個人番号入りの支払請求書を提出することができない。つまり、民間保険会社間連絡団体の個人番号入りの支払請求書を提出する場合は、各府省からの記載や要等に照合を行っていただきたい。 【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。現状として、保険会社間連絡団体への要請は十分でないと感じています。各府省から引き続きの要請をお願いします。	-	【全国市長会】 提案団体の実現に向けて、積極的な検討を求める。 ○ 内閣府(資料等)提出に当たって、マイナンバー入り住民票が通知と一緒に交付するものとの併用が問題となることについて、照合を行っていただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用効率を検査しつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードで代替されるものであり、極めて根拠的(に)かは現れないとご容赦をいただきたい。 ○ 各府省から引き続きの要請を行っていただきたい。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府(資料等)提出に当たって、マイナンバー入り住民票が通知と一緒に交付するものとの併用が問題となることについて、照合を行っていただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用効率を検査しつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードで代替されるものであり、極めて根拠的(に)かは現れないとご容赦をいただきたい。 ○ 各府省から引き続きの要請を行っていただきたい。	【住民基本台帳法の住民票のマイナンバー交付による権利の明確化】 ○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが義務上の名寄せで要る理由を検討されたという理由で、死後者の個人番号入り住民票を交付するものである。このよなごとが認められよう。保険会社間連絡団体の運営に際しては、個人番号入り住民票の提出を要する旨を明確化していただきたい。 ○ 各府省から引き続きの要請を行った場合には、内閣府から保険会社間連絡団体へ要請を行っていただきたい。	
160	指定都市に人事委員会を必要とせず、職員の採用権限を任命権者の権限とすることは以下の理由がある。 (1)人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するため、地公法第15条に規定する、公務員の任命における能力と職務の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、改めて申請して人事委員会を設置しないとした場合、公務員の任命における根本原則が揺らぐ危険性がある。 (2)現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委託することができる。(地公法第8条第3項)となっており、人事委員会と任命権者のとの円滑な連携は可能である。	(1)求められる公務員の任用における根本原則は、都市の規模によって異なるものではなく、人事委員会の有無によくて、揺らぐ危険性があるといい合理的な理由はないと考え。 (2)人事委員会が採用に際する権限の全部を任命権者に委託する。任命権者が主体的に採用を行う事に問題になるが、必ずしも問題ではないのであり、委託を行なうかは人事委員会の判断に任す。かくしてはよいのではないかと考える。 なお今回の提案の背景として、人材の確保及び育成は自治体経営の柱幹であり、一般市には人事委員会の設置が義務付けられており、長が自らの經營判断と責任において主体的に人材確保が出来るにしかわらず、指定都市には人事委員会の設置が義務付けられていることより、其の人材確保に関する権限が制定されていることに問題があると考えている。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ○ 人事委員会は常に開催できるものではなく、また、委員会に諮る議案の準備作業等で委員会の運営にかかる費用が発生する。一方で、人材確保にかかる費用は、人材確保にかかる費用よりも遠隔通話の中核市等との組合となつて、人事委員会と公務員会では現段階で併用が進んでいることから、いずれを設置するべきではないか。 ○ 地方公務員法第3条第3項に規定される他の機関等への権限等について、任命権者が主体的に行なうことができるよう、人事委員会規則で定めるのではなく、条例で決めるのとするべきではない。		

総務省 再検討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料				
179	公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者ならびに投票所に登録する。このことについては、投票所に登録する者は、投票所に登録され、当該投票所の選挙人に、自己の投票用紙を提出する。投票が自由かつ公正に行われることを監督する最も適当な立場にある者」であるとの考え方があげられている。	投票立会人について、当該投票区の選挙人名簿に登録された者ならびに投票所に登録する者は、投票が自由かつ公正に行われることを監督することを最も適当な立場にある者であるとの考え方があげられている。	-	【八王子市】 投票立会人の投票立会人に限らず、自己の投票区における選挙人明細として投票が自由かつ公正に行われる権利を有する者を投票立会人に認める。各投票区の投票所に登録する者もしくは、その他の投票の増加により、投票立会人の選任が困難となつてゐる投票区が確認されている。このたび、投票区内にあらう自治会等から投票立会人の選出困難理由で、投票区の選止要望がある場合は、投票立会人の選出困難とされる。しかしながら、公平公正な投票の確保には、各投票区の選止要望の有無を考慮して、各投票区に投票立会人の選出困難理由による投票立会人の選出を認めることとする。各投票区における投票立会人の選出困難理由は、「各投票区における投票立会人の選出困難とされる者」でなければ構成しないとする明確な理由ではなく、各投票区の選出困難理由に対する余地等を考慮しても、各投票区に投票立会人の選出を認めることは妥当ではないと考える。 平成28年4月26日付行政令第14号郵政省行政政策選挙局通知にあわせておき、投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票権の権益を広く確保することが重要であるため、投票所の増設等はじめ、選挙人の投票権保護向上に努めようところであるものの、現行制度下における投票の実質的制約が依然として存在する。投票権保護の観点から、投票所の選出困難理由は、各投票区の選出困難理由に該当する投票立会人の選出困難とされる者でなければならないとする明確な理由はない。 このたま、平成29年執行の統一地方選挙までに法改正を行い、要件を緩和していただきたい。	-	【全国民会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	
183	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第260条第2項の規定によるものである。認可地縁団体が所有する不動産であって表記部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるものとされている。 当該提案について、どのような対応が可能か検討したい。	支障事例は、現在制度化された特例措置が當時には無かつたため、認可地縁団体とその構成員の所有者登記を許さないものである。本提案は、認可地縁団体との構成員によると所有者の登記の方法が複数ある場合に、その登記の方法を統一するものである。特例措置の適用対象を拡大する事の効果である。	-	-	-	【全国民会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

総務省 再検討要請

總務省 再検討要請

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料	
261	広域連合は、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、地方公共団体の事務で区域にわたる事務を管理することで当該区域に係る行政と及びそれらの区域に係る国や都道府県からなる公共団体が、区域に亘る事務を統括する事務を執行するものである。一方で、この区域に係る広域連合は、規約で規定される広域計画の項目の範囲内で作成される広域計画に基づいて、その事務を実施しなければならない。	広域連合の規約変更に係る大臣許可手続きについて、関西広域連合は以前から強力化を求めてきたところである。しかし、この手続きへの強力化について、平成28年度は提案募集制度も活用して求めていることである。これにより、平成28年度に「関係行政機関の具体的な協議を終了し、総務大臣が関係行政機関の長の種別に属しないと判断することではない」、平成29年度に「届出制では総務大臣が届出の有無によって審査の対象とされてしまうことによる問題が発生する」として、規約変更の実現が困難となっていた。このため、今後は、直轄か委託された都道府県の司局による意見をまとめて提案にこうである。しかしながら、第1次回答では、当該意見部分への見解を示されることなく、「前段」は広域連合の種別に問わざる事項に係る変更となることから、総務大臣又は都道府県知事の専司等は審査の対象とされないものと想定される。そのため、届出制では不十分である。広域連合としてこれまでの経験を踏まえた上での再検討をお願いしたい。	—	—	—	—
264	平成27年国勢調査では、社会施設、マンション等において別途委託契約を結ぶことにより、調査業務を外注する事務をより幅広く行なうべく、調査員を配置する必要性については、調査区としているところである。比較的多くもないものの調査員を配置する必要があり、多くの調査員確保の状況を踏まえると様々な工夫をしないわけにはならないことを理解している。	調査員の確保は、本市だけでなく多くの自治体の抱える課題であり、解決の1つの方法として日本郵便等、専門的な事業者等の委託によれば、有効な手段と考えられる。しかし、一方で、ある調査員が専門性をもつて調査員としての活動を行なうためには、その職務向上にも努力が必要とされるため、今般導入の可否をご検討いただいていることに感謝するとともに、今後、速やかに日本郵便(株)等民間事業者との具体的な検討・協議が進められることを期待する。なお、平成32年国勢調査も迫っていることもあり、系団体を含めた検討の具体的なスケジュールをお示しいただいたい。	—	—	—	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

総務省 再検討要請

管轄 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び該当団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
266	B 地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。	(1)当該補助金は年度末ぎりに交付決定されるため、事務処理期間が非常に長い、対応が遅延している。市町村が当該申請及び支障を抱えている場合、原則として、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。	年度末・当初の自治体の事務負担が経減されると同時に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の目的に沿った確実な補助金の交付手続が可能となる。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の目的に沿った確実な補助金の交付手続	総務省	岩手県、宮崎市、大船渡市、八戸市、久慈市、南三陸町、石巻市、大畠町、久慈郡、西和賀町、八戸市、遠野町、南三陸町、成田町、南房総市、東金町、第12条、第14条	秋田市、石川市、山形市、大船渡市、八戸市、久慈市、南三陸町、石巒町、八戸市、遠野町、南三陸町、成田町、南房総市、東金町、第12条、第14条	○提案市の事例とのおり、当補助金の支障手続きは年度末の繁忙期に非常に煩雑かつ複雑期間に蓄積が発生を行わなければならない。市町村が当該申請及び支障を抱えている場合は、原則として、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。(1)当該補助金の支障手続きの改善を図るため、原則として、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。(2)補助事業実績報告書提出期限(原則として、提出する年次度の前年度の7月1日から6月30日までの間)と、支障手続きの改善を図るため、原則として、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。(3)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。	○提案市の事例とのおり、当補助金の支障手続きは年度末の繁忙期に非常に煩雑かつ複雑期間に蓄積が発生を行わなければならない。市町村が当該申請及び支障を抱えている場合は、原則として、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。(1)当該補助金の支障手続きの改善を図るため、原則として、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。(2)補助事業実績報告書提出期限(原則として、提出する年次度の前年度の7月1日から6月30日までの間)と、支障手続きの改善を図るため、原則として、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。(3)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善について、以下の通り要請をあわせて、以下のようにおこなうべきである。

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
266	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金の交付決定について は、適正な補助金額を算定することを前提とした市町村特別区を含む、以下同じ。の負担を経済的かつ効率的に実現するため、交付決定時期等の見直し検討にあたっては、市町村窓口の業務負担を考慮して、実現可能な範囲で検討して頂きたく。 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金の補助事業実績報告書様式第10号(市町村一覧)及び第12号(県・経済省)に記載する経済省の交付決定通知の文書番号欄には、交付決定通知の提出書類番号を記入して下さい。個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金については、対象経営者登録及び所要認込紙面等を行った上で補助金額の核算を想定した上で、所要額等額を行い補助金額を確定させるものであるため、各調査を1回にまとめることは困難であるが、適正な補助金額を算定することを前提として、各調査の時期について見直しを検討する。	(1)現状では、年度末・年度当初の市町村窓口の繁忙期に当該補助金の交付申請等に係る事務は、適正な補助金額を算定することを前提とした市町村特別区を含む、以下同じ。の負担を経済的かつ効率的に実現するため、交付決定時期等の見直し検討にあたっては、市町村窓口の業務負担を考慮して、実現可能な範囲で検討して頂きたく。 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金の補助事業実績報告書様式第10号(市町村一覧)及び第12号(県・経済省)に記載する経済省の交付決定通知の文書番号欄には、交付決定通知の提出書類番号を記入して下さい。個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金については、対象経営者登録及び所要認込紙面等を行った上で補助金額の核算を想定した上で、所要額等額を行い補助金額を確定させるものであるため、各調査を1回にまとめることは困難であるが、適正な補助金額を算定することを前提として、各調査の時期について見直しを検討する。 (2)回答のとおり、経済省から都道府県への提出依頼時に文書番号を明示する等の措置をお願いいたします。 (3)各調査時期の検討にあたっては、一定の盈余期間について市町村窓口の繁忙期と重ならないよう考慮のうえ、具体的な検討について明確に回答して頂きたく。 (例:所要認込等額の締切を4月第2週までとする)	— 【所沢市】 補助金の交付決定等や各調査の時期について、「見直しを検討する」とあるが具体的な時期等を早期に明確にして顶きたく。 （例：4月～6月までの上半期実績に基づき、夏ごとも12月には交付決定）	— 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	—	—	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

総務省 再検討要請

総務省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
293	B 地方に対する規制緩和	その他	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	公職選挙法施行令第10条の2において、「被登録資格を有する者を常時調査をする住民基本台帳に記載する旨」の規定を削除する。併せて、同条第1項第2号の「被登録資格を有する者を常時調査するためのもの」としては、令和3年4月1日以後に誕生日をもつた18歳以上の日本国民で、住民登録が作成された日から引き続き、さか月以上までの間に記載されている者に限る。	住民基本台帳を選挙人名簿登録の基にすることで、選舉管理委員会の事務の効率化が図られる。選舉率(人口によって投票率がどこで投票できるかが分かる)が高まることで、投票率を高められる。全国の市町村での選舉率を対象に実施した総務省の調査においては、わずか4%の市町村でしか投票率が高まらない状況である。選舉人名簿登録者が極めて少く、投票率が低くなることによって生じる不公平も解消される。	公職選挙法第21条第1項及び第5項 公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条 住民基本台帳法第14条第1項	総務省 矢巾町 中山町、ひたちなか市、小田原市、横浜市、藤沢市、鎌倉市、逗子市、葉山町、八代町	-	○住民基本台帳担当課と選舉管理委員会で別々に居住登録を行うことは合理的でなく、居住者が複数存在する場合は本台帳を常に選舉人登録を行って貰わなければ困ります。 ○本市でも、被登録資格を有する者を常時調査することは困難であると考える。 ○開票方法としては、投票入り場所を送達して、送達された者について居住地選挙投票を行なう方法がある。しかし、投票入り場所を送達するには、投票入り場所の発送から選舉日までの期間で誤認を行うおそれがある。 ○選舉結果白紙になれば、次の選挙まで期間が空く場合は住民基本台帳の登録状況に影響を与える場合がある。そこで、選挙人名簿を登録することになったら、公職選挙法第21条第1項の規定による被登録資格を有する者は、選挙結果白紙の登録が空き3か月以上その台帳に記載されている者とすること合理的と考える。 ○選挙結果白紙に記載されている者と選挙人名簿を登録することになったら、公職選挙法第21条第1項の規定による被登録資格を有する者は、選挙結果白紙の登録が空き3か月以上その台帳に記載されている者とすること合理的と考える。 ○選挙結果白紙に記載されている者と選挙人名簿を登録することになったら、公職選挙法第21条第1項の規定による被登録資格を有する者は、選挙結果白紙の登録が空き3か月以上その台帳に記載されている者とすること合理的と考える。 ○本市において居住実態の調査は、現実問題不可能と判断し、実施していないのが現状である。また、市町村によって対応が異なることは有機者にとっては不公平感がある。 ○よって、全国の市町村が統一的に対応し、有機者が不公平感がないよう法令が整備されることを望んでいます。 ○選挙結果白紙は現実問題では不可能な状況である。ところが昭和29年の基本整備条例により、学生の住所は特別な場合を除き下宿等にあることになっている。当選者も会員となるべき全国選舉管理委員会連合会は昭和30年代から改善の要求を行ってきていました。しかし、選挙結果白紙が現実問題では実現不可能な状況である。選挙結果白紙の現実問題がある地区での不登録投票実行の申請者登録が受け付けてほしくないのではないか、異議を付しながら受け付けた選舉管理委員会は選挙法の事務処理を行ったことになる。 一方で法律や大字の一部は、法が決まっているから生じても原則的に不登録投票をしないといふ點で問題だ。それは投票登録の問題だ。選挙法の事務処理が現実の対応が統一されないのであるから、ぜひ選挙過程の改善を期待する。			

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料			
		見解	補足資料			
293	公職選挙法では、選舉人名簿の登録については、当該市町村の区域内に住所を有する選舉人で從來から、当該市町村の区域外に住所を有する者についてはその区域外に当該市町村の住民票を提出するものと規定されています。したがって、選舉人名簿に記載される者は、当該市町村に登録をした日から引き続き三箇月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されていることが必要となります。	登録の基準日において、当該市町村の区域内に住所を有しないことが明らかな者については、当該市町村の区域外に住所を有する者についてはその区域外に当該市町村の住民票を提出するものと規定されています。したがって、選舉人名簿に記載される者は、当該市町村に登録をした日から引き続き三箇月以上当該市町村の住民基本台帳に記録されていることが必要となります。	-	-	[全国民兵会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	
	「当該市町村の区域内に住所を有する」とは登録の基準日において当該市町村の区域内に住所を有しないひとがなじむものについて住民基本台帳に記録されているといい理由のみで名簿に登録することを考えて選舉人名簿を不正確にしているといふ趣旨によるものであり、現実に当該市町村の区域内に住所を有するひとがなじむものについて住民基本台帳に記録されているといふ趣旨の事実に即して判断して登録することなる。	この仕組みについては、選舉人の正確な選舉と選舉権の不正確行使の防止が選舉の公正性を確保するための重要な仕組みである。昭和42年1月25日選舉委員会規則第14条第1項の規定によりて、昭和42年1月25日選舉委員会規則第25条第2項5号選舉地圖規則において、各選舉区における投票所の設置場所は、平成14年12月20日広島高裁松江支部決論では、「A町の住民基本台帳に記録されている新規住民を除く在所の選舉人を対象とするもの、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪する」というものである。このことは、A町内に住所が存在しない者がA町選管委員会に登録されても、A町以外の市町村の選舉管委員会においては、そのほとんどが、A町選管委員会に登録されない、住民基本台帳のみを基準として選舉人名簿への登録及び投票所入場券の交付の当否を判断する結果、A町内に住所が存在しない者がA町選管委員会に登録されても、A町選管委員会規則第14条の趣旨に沿った取扱いであると判断されていることである。	選舉の際に投票所に登録する際には、投票所に登録するところを認めると、投票することで選舉区を構成するところとなるかならないところが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に登録されても、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪するため必要な措置を講じているところである。	選舉の際に投票所に登録する際には、投票所に登録するところを認めると、投票することで選舉区を構成するところとなるかならないところが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に登録されても、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪するため必要な措置を講じているところである。	選舉の際に投票所に登録する際には、投票所に登録するところを認めると、投票することで選舉区を構成するところとなるかならないところが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に登録されても、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪するため必要な措置を講じているところである。	選舉の際に投票所に登録する際には、投票所に登録するところを認めると、投票することで選舉区を構成するところとなるかならないところが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に登録されても、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪するため必要な措置を講じているところである。
	選舉の際に投票所に登録する際には、投票所に登録するところを認めると、投票することで選舉区を構成するところとなるかならないところが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に登録されても、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪するため必要な措置を講じているところである。	以上のこか、住民基本台帳規則と選舉委員会規則では、それぞれ居住実態の調査を行なうことは定められており、選舉の際に投票所に登録する際には、投票所に登録するところを認めると、投票することで選舉区を構成するところとなるかならないところが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に登録されても、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪するため必要な措置を講じているところである。	以上のこか、住民基本台帳規則と選舉委員会規則では、それぞれ居住実態の調査を行なうことは定められており、選舉の際に投票所に登録する際には、投票所に登録するところを認めると、投票することで選舉区を構成するところとなるかならないところが、そもそも居住実態が伴わない者が住民基本台帳に登録されても、A町内に住所が存在しないことが判明した者を、選舉投票権を剥奪するため必要な措置を講じているところである。			

総務省 再検討要請

総務省 再検討要請

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等からされた支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
305	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、令和2年4月より、国立大学法人の所有する土地等の第三者貸付が可能となる。一方、公立大学法人における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が可能受け、土地等の第三者貸付が可能となる。(国立大学法人の所有する土地等の第三者貸付が可能となる中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることにより、その財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究活動の充実が図られる。) 一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」(以降「業務」)を行ってはならないとしている。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学法人の運営や運営を生じた取組を行うために必要な資金の調達が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究活動の充実が図られる。	地方独立行政法人法 第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会	—	秋田県、高崎市、金沢市、岐阜県、福井県、大阪府、岡山県、下関市、山形県、新潟県、北九州市、宮崎市、沖縄県	○直近の法改正(H30.4.1施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用を経営の努力義務化されるなど、財源の逼迫につづく費用が求められるものもある。法人資本の適正な運営と運営の柔軟性による資産の有効活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考えられる。	○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点項目)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
305	<p>○ 公立大学法人における土地等の所有財産の貸付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき業務を行つてこれらを貸すことに由来するものである。でも説明しているところであり、具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げていたが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、有効活用を図ることによる」と記載していることから、この範野が示されており、その範野内に該当するものである。公立大学法人の業務に該当するものとすれば、その有効活用が可能となること、つまり、業務に実績がある場合に該当する場合と認められる。</p> <p>○ 現行法上認められていない他の具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容や、アズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係者間と連携の上、改善策について検討する。</p>	<p>具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げていたが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、有効活用を図ることによる」と記載していることから、この範野が示されており、その範野内に該当するものである。公立大学法人の業務に該当するものとすれば、その有効活用が可能となること、つまり、業務に実績がある場合に該当する場合と認められる。</p> <p>○ 現行法上認められていない他の具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容や、アズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係者間と連携の上、改善策について検討する。</p>		<p>【秋田県】</p> <p>横断状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。</p>		<p>【全国農業会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するということであれば、具体的な計画内容や、アズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係者間と連携の上、改善策について検討する。」とするべきである。これが実現されるよう改訂検討や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。</p> <p>○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人持有人の事情)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。</p>

総務省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
317	B 地方に対する規制緩和	その他	給与支払報告書における配偶者特別控除の対象者個人番号を記入する欄の追加	給与支払報告書(地方税法施行規則第10条第1号様式別紙第17号)に記載する被扶養者やその配偶者の個人番号「マイナンバー」を記載する欄を追加すること。	社会保険・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書」に記載する被扶養者やその配偶者の個人番号「マイナンバー」を記載することにより、業務が効率化され、該税の正確性が高まる。	地方税法施行規則第10条第1号様式別紙第17号の規定による被扶養者等の個人番号の利用等に関する法律	総務省	今治市、松山市、宇和島市、高松市、香川市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西条市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛媛町	【提案趣旨に賛同】旭川市、山形市、ひたちなか市、千葉市、八千代市、柏市、船橋市、柏原市、市川市、柏崎市、宇都宮市、佐野市、新潟市、長岡市、上越市、苗場市、南魚沼市、出雲市、宍道市、鳥取市、内子町、若狭町、若狭市	○配偶者特別控除対象者にマイナンバーを記載することにより、個人特定が可能になるため実施する。平成28年度は配偶者特別控除対象者の個人番号特別控除の対象であるため、個人番号の記載が義務化される。このようにして個人番号の記載が義務化される。○今後の税制改正により、配偶者特別控除対象者の個人番号が記載されることから、配偶者特別控除対象者の個人番号の記載を円滑に進める対策が必要となる。	○配偶者特別控除対象者にマイナンバーを記載することにより、個人特定が可能になるため実施する。平成28年度は配偶者特別控除対象者の個人番号特別控除の対象であるため、個人番号の記載が義務化される。このようにして個人番号の記載が義務化される。○今後の税制改正により、配偶者特別控除対象者の個人番号が記載されることから、配偶者特別控除対象者の個人番号の記載を円滑に進める対策が必要となる。	

管理 番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
317	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年認務省令第24号)により、給与支払報告書の記入様式に、特別控除対象配偶者の個人番号記入欄を追加したところである。	要望事項がすでに実現されており、来年度の課税事務ではマイナンバーの利用により配偶者の特定が容易になり、業務の効率化を図ることができます。	—	—	—	【全国市長会】 所管省より、十分な周知を行うこと。	